

令和6年度 大阪府立都島第二工業高等学校 生徒心得

令和6年度 大阪府立都島工業高等学校（定時制の課程） 生徒心得

## I 一般心得

定められた決まりを守り、常に礼儀正しく、言葉、動作を謹み、公衆道徳を重んじ、本校生徒としての本分を守りましょう。

### 1 服 装

- (1) 生徒証を常に携帯しましょう。
- (2) 服装は定めないが、学習の場に応じたものを着用しましょう。
- (3) 頭髪は常に清潔を保ちましょう。
- (4) 授業の妨げになるような装飾品をやめましょう。

### 2 通 学

- (1) 通学途上は事故を起こすことのないよう、交通ルールを守りましょう。
- (2) 事故を起こす、また本校生徒で事故にあったものを見聞したときは直ちに学校へ連絡してください。
- (3) 自動車・単車による通学を認めていません。
- (4) 事情によりやむを得ず単車で通学しなければならない場合は、登録手続き（用紙は生活指導室）をし、登録シールの貼り付けを義務づける。校内走行は禁止しているため、エンジンを停止し、単車を押して所定の駐輪場所まで移動してください。また、必ずチェーンなどで施錠しましょう。
- (5) 自転車は所定の駐輪場に置き、必ず施錠しましょう。
- (6) 自転車・単車等の管理は自己責任であり、盗難・破損等の被害にあっても学校は弁済できません。

### 3 学校生活

- (1) 全ての暴力行為・いじめは絶対にしてはいけません。違反した場合は、停学や退学等を受けます。
- (2) 20歳に満たない者の喫煙や喫煙具の所持は禁止します。違反した場合は、訓告・停学・退学等を受けます。20歳以上であっても、校内および学校周辺での喫煙は禁止します。 ※喫煙具は「加熱式たばこ」、「電子たばこ」等を含みます。
- (3) 部外者を校内に連れてくることを禁止します。
- (4) 移動の際は、手荷物等を携行するようにし自己管理しましょう。
- (5) 学業に不必要な物は持ってこないようにしましょう。
- (6) 金銭や物品の貸し借りは厳禁とします。
- (7) 金銭や物品を紛失した場合は、担任または生活指導担当に届け出ましょう。

- (8) 自分自身で解決しにくい悩みがあるときは、担任、生活指導、養護等の相談しやすい先生に相談しましょう。

#### 4 授業全般

- (1) 授業中は学習に必要な物を使用しないようにしましょう。(スマートフォン・イヤホン・スマートウォッチ等)
- (2) 授業の始まりと終わりには礼儀正しく挨拶しましょう。
- (3) 授業中は教科担当の指示に従い、みだりに教室外へ出ないようにしましょう。やむを得ない場合は先生の許可を得ましょう。
- (4) 廊下通行は静かにしましょう。
- (5) 授業のない時間は静かに自習し、むやみに校内を歩き回らないようにしましょう。

#### 5 校内美化

- (1) 校舎内外の整理整頓を心がけ、紙くずなど捨てないようにしましょう。
- (2) 特にトイレの使用については清潔を保つように注意し、ガム等のゴミを便器内に捨てないようにしましょう。
- (3) 教室の分別ゴミ箱内のゴミはゴミ収集場へ捨て、不衛生にならないようにしましょう。
- (4) 校舎内外でもゴミを捨てる時は分別を意識しましょう。